

後発医薬品使用体制及び一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたっては変更内容についてご説明いたしますが、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

また院外処方では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方※ を行っております。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方についても、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。一般名処方では調剤薬局において先発医薬品、後発医薬品のどちらでも患者さんが選ぶことができます。また供給不足のお薬であっても有効成分が同じ他のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。